

山口市公共交通週間の取組における徳地生活バス運賃割引について

山口市公共交通委員会が主催する山口市公共交通週間の取組における運賃半額割引を行うにあたり、徳地生活バスのうち島地タクシー有限会社が運行する下記の事項についてご審議願います。

記

1. 設定又は変更しようとする運賃等を適用する路線

徳地生活バス

間方～やまぐちサッカー交流広場

船東上～やまぐちサッカー交流広場

羽高線

安養地線

新宮～口ハス島地温泉

2. 設定又は変更しようとする運賃等の種類、額及び適用方法

(1) 運賃の種類

協議運賃（営業割引運賃）

(2) 乗車券等の名称

山口市公共交通週間 バス半額券

(3) 運賃の額

協議運賃の半額（10円未満の端数は10円単位に切り上げ）

(4) 割引率

50%

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

(1) 適用区間

徳地生活バス路線内

間方～やまぐちサッカー交流広場

船東上～やまぐちサッカー交流広場

羽高線

安養地線

新宮～口ハス島地温泉

(2) 乗車券の適用方法

- ① 当該カード所持者（大人）で、徳地生活バスの停留所において乗車又は降車し、かつ現金で支払う旅客に適用する。
- ② 割引適用区間での1乗車に対して当該カード1枚の使用とする。

③ 障がい者、高齢者、小人割引等の他の割引運賃との重複割引は行わない。

(3) 他割引との適用について

障害者割引等の他の割引運賃との重複割引は行わない。

(4) 乗車券の適用期間

令和4年10月24日(月)～10月30日(日)

※今後も同事案については今回の割引を適用する

4. 設定(変更)を必要とする理由

山口市公共交通委員会が主催する山口市民公共交通週間の取組みの一環として、期間中バス運賃を半額にすることにより、日頃バスを利用されない方々に対して、バス利用の促進を図るため。

運賃について

区 分	運賃
小学生	100 円
中学生以上	200 円
福祉優待バス乗車証（敬老）を持っておられる方 ※1	100 円
福祉優待バス乗車証（障がい者、障がい者（介護人付））を持って おられる障がい者の方及びその介護人1名 ※1	無 料
福祉優待バス乗車証を持っておられない障がい者の方及びその 介護人1名 ※2	100 円

※1 に該当する方は、「福祉優待バス乗車証」を、※2 に該当する方は、「身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳」のいずれかを提示すること。